

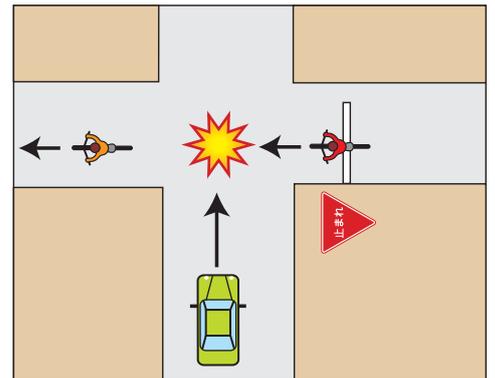
# 2月の安全運転のポイント 平成20年2月号

交差点は事故が最も多く発生する場所ですが、なかでも信号機のない見通しの悪い交差点では出会い頭事故が多発しています。見通しの悪い交差点は、高速道路や幹線道路を除けば、どこの道路にもあるといってもよいでしょう。そこで今回は、事故事例を交えて見通しの悪い交差点での出会い頭事故の防止について考えてみましょう。



## 見通しの悪い交差点での事故事例

車で営業活動を行っているAさんは、センターラインのない住宅街の道路を走行していました。前方に見通しの悪い交差点がありましたが、一時停止の標識や標示はなく、時速30キロで走行していました。交差点に近づいたとき、子供の乗った自転車が交差点を通過しました。そのためAさんは減速して進行し、交差点を通過しようとしたところ、別の子供が乗った自転車が、先に通過した自転車の後を追うように交差点に出てきました。驚いたAさんは、あわててブレーキを踏みましたが、間に合わずに衝突してしまいました。Aさんによれば、「速度を時速20キロ程度に落として徐行したが、急に自転車が出てきたので避けられなかった」ということです。



## どこに問題点があるか

この事故は、見通しの悪い交差点で、車と自転車が出会い頭に衝突したのですが、実は自転車のほうにも問題があります。一時停止の標識のある場所では、自転車も一時停止をする義務があるからです。では、車を運転していたAさんには問題がなかったのでしょうか。

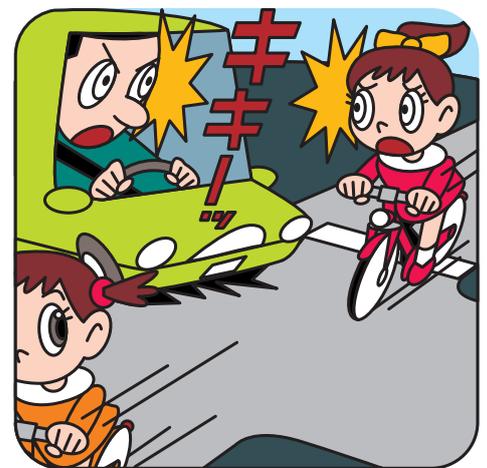
### “減速 徐行”ではない

道路交通法第42条において、左右の見通しの悪い交差点に入ろうとするときは徐行しなければならないことが定められています。Aさんは「交差点の手前で、時速20キロ程度に速度を落として徐行した」ということですが、時速20キロが徐行といえるのでしょうか。

道路交通法第2条において、徐行とは「車両等がただちに停止することができるような速度で進行することをいう」と定義されており、具体的な速度は明示されていませんが、一般的には、ただちに停止できるような速度とは、ブレーキを操作してから停止するまでの距離がおおむね1メートル以内の速度であり、時速10キロ以下の速度だとされています。ただし、これは通常の乾燥路面の場合ですから、湿潤路面や積雪路面などの滑りやすい路面を走行しているときは、もっと低い速度になるという点に注意する必要があります。

いずれにしても、この事例におけるAさんの時速20キロという速度は徐行とはいえないということになります。つまり、Aさんは減速はしたものの、徐行はしなかったということです。ドライバーの皆さんのなかには、減速 徐行だと勘違いをしているケースもみられるようですが、「速度を落とせば徐行になる」というわけではないことをよく理解しておく必要があります。

以上のことから、この事故におけるAさんの問題点として、徐行していなかったということがあげられますが、もう一つAさんの運転行動には問題点があります。



## 危険予測が不十分

Aさんは交差点に接近するとき、子供の乗った自転車が交差点を通過するのを見ています。一人が飛び出してくれば、その後から別な子供が飛び出してくるのは、子供の行動の大きな特徴とされており、自転車の場合も同じと考えられます。したがって、自転車が通過するのを見た時点で、その後について別の自転車が交差点を通過するかもしれないと予測すべきでした。しかも、相手は子供ですから、一時停止の標識があっても意味がわからずに一時停止せずに交差点を進行してくることは十分考えられることです。そのような状況からすれば、この場面では、一時停止の標識や標示がなくても、徐行して交差点に接近するとともに、交差点の手前では一時停止をして左右の安全確認をすべきであったといえるでしょう。



## 徐行が義務づけられている場所

今回取り上げた事例では、「徐行」が大きなポイントになっています。そこで、徐行が義務づけられている場所について確認しておきましょう。

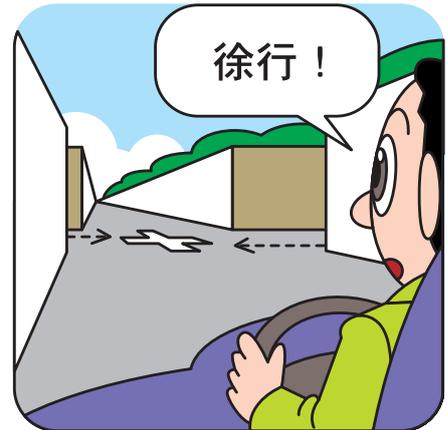
道路交通法第42条では、次の場所において徐行が義務づけられています。

- ・「徐行」の道路標識がある場所
- ・左右の見通しがきかない(悪い)交差点(交通整理が行われている場合や優先道路を走行している場合を除く)
- ・道路の曲がり角付近
- ・上り坂の頂上付近
- ・勾配の急な下り坂

上記のほかにも、徐行しなければならない場合があります。その主なものをあげてみましょう。

- ・歩行者の側方を通過するとき安全な間隔がとれないとき
- ・道路外に出るために右左折するとき
- ・交差点で右左折するとき
- ・交差する道路が優先道路やあきらかに道幅が広いとき
- ・高齢歩行者や身体障害者等が通行しているとき(一時停止または徐行)
- ・歩行者のいる安全地帯の側方を通行するとき
- ・児童や幼児の乗降のために停車している通学・通園バスの側方を通過するとき

このように、徐行しなければならない場所や場面は多いのです。このことをしっかり頭に入れて、徐行すべき場所や場面では必ず徐行で進行する必要があります。



## 一時停止の標識等がある交差点や見通しの悪い交差点では「しっかり止まって、はっきり確認」

一時停止の標識や標示がある場合は、当然一時停止をしなければなりません。この場合に大切なことは確実に停止して安全確認をするということです。自分では停止したつもりでも、実際には停止していないこともよくあります。したがって、まず「しっかり止まる」ということが重要なポイントになりますが、一時停止の目的は安全確認をすることにありますから、しっかり止まるだけでは不十分で、目を向けてはっきり確認をする必要があります。

つまり、「しっかり止まって、はっきり確認」ということです。これを忘れずに実践しましょう。

また、一時停止の標識や標示がない見通しの悪い交差点では、徐行をしなければなりません。今回の事例のように危険が予測されるときなどは、一時停止の標識や標示がなくても、確実に一時停止をして左右の安全確認をするようにしましょう。



「ご相談・お申込先」